

衆議院法務委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 4 月 9 日（金）、第 12 回の委員会が開かれました。

1 少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 35 号）

- ・上川法務大臣、吉川内閣府大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。
（質疑者）山花郁夫君（立民）、稲富修二君（立民）、屋良朝博君（立民）、池田真紀君（立民）、藤野保史君（共産）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

山花郁夫君（立民）

犯罪被害者に関する情報の公表

- ア 犯罪被害者に関する情報の公表に関する警察の方針
- イ 犯罪被害者に関する情報のうち公表される項目
- ウ 犯罪被害者に関する情報の公表と公務員の守秘義務や個人情報保護法の規定との関係
- エ 犯罪被害者に関する情報を公表する法的義務が警察にないことの確認
- オ 行政機関による犯罪被害者に関する情報の公表が契機となって被害者側が誹謗中傷を受けるという事態を引き起こさないため、犯罪被害者に関する情報の公表に関するルール作成を検討すべきとの考えに対する法務大臣の見解

稲富修二君（立民）

- (1) 犯罪被害者に関する情報の公表
 - ア 犯罪被害者に関する情報の公表についての捜査段階における警察の取組
 - イ 犯罪被害者の保護との調和を図った事件広報の在り方についての法務大臣の見解
- (2) 少年非行に関する世論調査
 - ア 少年の刑法犯が減少しているにもかかわらず、少年の重大事件が増加していると世論が認識している理由
 - イ 本法案の立法事実と刑事司法の存立基盤である国民の理解及び信頼の確保との関係
 - ウ 政府において国民の認識と少年犯罪の現状が乖離している原因の分析及び調査をする必要性についての法務大臣の見解
- (3) 特定少年に係る原則逆送対象事件
 - ア 特定少年に係る原則逆送対象事件に組織的な詐欺や恐喝が含まれ、暴力団の末端として受け子に使われた少年が含まれることの確認
 - イ 家庭裁判所が行う原則逆送に当たる罪であるかどうかの事実認定が検察官から送致された資料に依拠することの確認
 - ウ 少年法第 62 条第 2 項ただし書に該当する事例を明示する必要性
- (4) 少年院の定員に対する入所率及び少年院の出院者の 2 年以内再入率

屋良朝博君（立民）

- (1) 18 歳及び 19 歳の者を特定少年とし 17 歳以下の者と異なる取扱いをする前に、必要な知識と能力を身に付ける機会を保障するための環境整備をすべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 特定少年に係る原則逆送対象事件
 - ア 少年法第 62 条第 2 項ただし書の適用の判断について、今後事案の積み重ねによって基準が形成されていくことの確認

イ 逆送が原則と規定されれば、家庭裁判所はただし書を適用する判断が難しくなるのではないかとの懸念に対する法務省の見解

(3) 民法の成年年齢の引下げの環境整備

ア 来年4月1日の成年年齢の引下げに伴う懸念に対応して行う法務省及び消費者庁の取組

イ 消費者契約法において、包括的な取消権を創設するのではなく、不安をあおる告知や恋愛感情に乗じた人間関係の濫用行為のみを不当な勧誘として取り消し得るとした趣旨

ウ 成年年齢の引下げの環境整備が施行日である来年4月1日までに間に合うか否かについての法務大臣の見解

エ 成年年齢に達しながらも必要な教育を受けられない境遇にいる18歳及び19歳の者の消費者被害防止に向けた吉川内閣府大臣政務官の決意

池田真紀君（立民）

(1) 参議院広島選挙区における再選挙

ア 公職選挙法上の再選挙の意義

イ 公職選挙法の目的

ウ 被買収者である地方議員の処分が明らかとなっていないまま再選挙を行うことで公職選挙法の目的が果たせるのか否かについての法務大臣の見解

(2) 児童・少年に関する各法律上の年齢等の要件の理由

ア 医療少年院の収容上限年齢を26歳とした理由、児童養護施設及び自立援助ホームの入所の上限年齢を22歳とした理由、生活保護世帯の子供の大学等への進学を支援することとした理由並びに飲酒喫煙が20歳未満の者に禁止されている理由

イ 自立援助ホームの入所の上限年齢を22歳としたことの背景及び生活保護世帯の子供の大学等への進学の支援の内容

(3) 本法案

ア 現行少年法の対象年齢が、旧少年法の18歳未満から、20歳未満に引き上げられた理由

イ 少年法の対象年齢を引き上げるなど罪を犯した若年者を保護する制度が必要であるとする意見に対する法務大臣の見解

(4) 児童養護施設及び児童相談所の一時保護所等における子供の処遇状況

(5) 改正を踏まえた少年の再犯防止に向けた取組についての法務大臣の決意

藤野保史君（共産）

(1) 資格制限

ア 犯罪歴がある者の看護師免許の取得の可否

イ 犯罪歴により制限を受ける資格についての法務省の把握状況

ウ 本法案による特定少年に係る資格制限の排除規定の不適用は、犯罪歴のある者の就労の可能性を保障することが再犯防止にとって重要であるとする政府全体の方針に逆行するものとの指摘に対する法務大臣の見解

(2) 少年の刑事手続において、現行法でも推知報道禁止の趣旨を踏まえ公開法廷で実名を呼ばないなどの配慮を行っている例があることの確認

(3) 保護処分

ア 少年院に入った者のうち虐待を受けた経験があると申告した者の割合

イ コロナ禍の下でのDVや性暴力等の虐待要因の増加が今後の少年犯罪の動向に影響するか否かについての法務省の見解

ウ 18歳及び19歳の者に児童福祉法の適用がないことの確認

- エ 今後コロナ禍で深刻な問題を抱えている 18 歳及び 19 歳の少年が増えることが想定される中で本法案がぐ犯による保護処分という最後のセーフティーネットを外すことになるとの懸念に対する法務大臣の見解
- オ 少年院ごとの特色や独自プログラムが少年の立ち直り及び再犯防止に果たしてきた役割
- カ 本法案が少年院での処遇に与える影響についての法務大臣の見解

高井崇志君（国民）

- (1) 本法案の立案過程
 - ア 政府の審議会での議論中に、与党の合意が行われた事例の有無
 - イ 法制審議会での議論中に与党のプロジェクトチーム合意が出されたことについての法務大臣の見解
 - ウ 法制審議会の答申において立法プロセスに委ねるとされた 18 歳及び 19 歳の者の位置付けについての法務省内での検討経緯とその結論に至った理由
 - エ 18 歳及び 19 歳の者に少年法を適用するという結論に至った法務省内での検討経緯とその結論に至った理由についての公表の必要性
- (2) 選択的夫婦別氏制度
 - ア 選択的夫婦別氏制度について、国会での議論と並行して法制審議会に再度諮問すべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - イ 平成 8 年の法制審議会の答申と現在の法務省の考えが同じであることの確認
 - ウ 選択的夫婦別氏制度が導入された場合でも、戸籍制度の根幹は変わらないことの確認
- (3) 推知報道禁止の一部解除
 - ア SNS の普及状況を考慮すると、特定少年について推知報道の禁止を解除すべきではないとの考えに対する法務省の見解
 - イ 報道機関が取材活動により入手した情報等も推知報道禁止の一部解除の対象となることの確認
- (4) 4 月 2 日の当委員会における刑事局長の答弁が、検察と報道機関の情報交換を今後は抑制的に行うとの決意表明であることの確認
- (5) 検察による情報漏えいの防止策についての法務大臣の見解